

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 11 の規定により、令和 3 年度及び令和 4 年度において富良野市が発注する一般廃棄物の収集、運搬、処分等業務委託および（RDF）ボイラー保守点検、運転管理業務委託の契約に係る指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格、資格審査の申請の時期、方法等について次のとおり定める。

令和 2 年 1 2 月 2 4 日

富良野市長 北 猛 俊

第 1 委託業務の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条の 2 第 2 項の規定に基づき富良野市が委託する一般廃棄物の収集、運搬又は処分の業務、および（RDF）ボイラー保守点検、運転管理業務の区分は、次のとおりとする。

- （1）富良野市が指定する家庭系一般廃棄物（空きびん、セト・ガラス類を除く）の収集及び運搬に関する業務（以下「収集運搬業務」という。）
- （2）富良野市が指定する家庭系一般廃棄物のうち、空きびん、セト・ガラス類の収集及び運搬に関する業務（以下「空きびん類収集運搬業務」という。）
- （3）富良野市が指定する一般廃棄物の処理及び処分並びに施設維持管理に関する業務（以下「リサイクルセンター廃棄物処理維持管理業務」という。）
- （4）富良野市が指定する（RDF）ボイラー保守点検に関する業務（以下「（RDF）ボイラー保守点検業務」という。）
- （5）富良野市が指定する（RDF）ボイラー運転管理に関する業務（以下「（RDF）ボイラー運転管理業務」という。）

第 2 資 格

- 1 基本的資格要件（個別要件（1）収集運搬業務、（2）空きびん類収集運搬業務、（3）リサイクルセンター廃棄物処理維持管理業務に限る）

富良野市が発注する処理業務の委託契約に係る指名競争入札に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）の資格は、次のとおりとする。

- （1）政令第 167 条の 11 第 1 項において準用する政令第 167 条の 4 に規定する者でないこと。
- （2）廃棄物処理法第 7 条第 5 項第 4 号イからルまでのいずれにも該当しない者であること。
- （3）処理業務の履行に必要な関係法令に基づく許可、免許、登録等を有する者であること。
- （4）廃棄物の処理に相当な知識と経験を有すること。
- （5）処理業務の競争入札参加資格者の所在地は富良野市内であること。
- （6）処理業務を担当する主任者が、富良野市内に居住または契約締結後富良野市内に居住することを確約できる者であること。

2 個別要件

(1) 収集運搬業務

- ①収集運搬車両として、塵芥車（パッカー及びプレス）15台以上、クレーン付トラック1台以上、保冷車1台以上を有していること。
- ②小型移動式クレーン技能講習及び玉掛け技能講習の修了者、その他業務遂行に必要な免許、資格等を有した人員を確保していること。

(2) 空きびん類収集運搬業務

- ①収集運搬車両として、クレーン付トラックを1台以上有していること。
- ②小型移動式クレーン技能講習及び玉掛け技能講習の修了者を収集作業に従事させることができること。

(3) リサイクルセンター廃棄物処理維持管理業務

- ①総括責任者に廃棄物処理法第21条で定められた廃棄物処理施設技術管理士を配置できること。ただし、し尿・汚泥再生処理施設技術管理士を除く。
- ②業務従事者に下記の資格者及び修了者を配置できること。
 - ・ 車両系建設機械技能講習（2名以上）
 - ・ フォークリフト技能講習（2名以上）
 - ・ クレーン（つり上げ荷重5トン未満）運転業務特別教育
 - ・ 小型移動式クレーン技能講習
 - ・ 玉掛け技能講習
 - ・ 大型自動車免許、大型特殊免許及び業務遂行に必要な免許・資格
- ③自らが固形燃料（RDF）を市指定の搬入先へ運搬できる体制がとれること。
- ④空き缶・金属類の受入保管及び選別圧縮の中間処理が可能な設備と場所を有すること。
- ⑤枝草類及び木くずの粉砕設備を有すること。
- ⑥布団及びカーペット等の繊維類を切断可能な設備を有すること。
- ⑦産業廃棄物収集運搬業許可を有し、かつ事業範囲に「燃え殻・ばいじん」が含まれていること。

(4) ボイラー保守点検業務

- ①2級管工事施行管理技士の有資格者が在籍していること。
- ②官公庁におけるボイラー設備工事実績を有する者であること。
- ③施設の故障等の緊急対応に応じるため、富良野市内に事業所があること。

(5) ボイラー運転管理業務

- ①ボイラー技士及びボイラー取扱技能講習修了者が在籍している、または過去にボイラー運転管理業務実績を有する者であること。
- ②ボイラー設備に関して相当の知識と経験を有している者であること。
- ③施設の故障等の緊急対応に応じるため、富良野市内に事業所があること。

3 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日とする。

第3 資格の消滅

競争入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅するものとする。

- (1) 政令 167 条の 4 第 1 項及び同第 2 項に規定する者になったとき。
- (2) 廃棄物処理法第 7 条第 5 項第 4 号イからヌまでのいずれかに該当する者になったとき。
- (3) 契約の履行に関係法令に基づく許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。(その許可等を有する者が使用人でなくなったときも同様とする。)
- (4) その他第 2 に定める要件のいずれかを欠くに至ったとき。

第 4 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請時期

- (1) 令和 3 年 1 月 12 日 (火) から令和 3 年 2 月 12 日 (金) までとする。
- (2) 特に市長が必要と認めた者に係る申請時期は、市長の指定する日とする。

2 申請の方法

富良野市市民生活部環境課が定める様式または、類似のものによる申請書類等を市民生活部環境課に提出することにより行うものとする。

- ①様式 1 富良野市一般廃棄物処理業務等競争入札参加資格審査申請書
- ②様式 2 競争入札参加資格申請書付票
- ③様式 3 廃棄物処理関係法令等に基づく許可・免許・届出等一覧
(許可証、免許証、登録済み証等の写しを添付)
- ④様式 4 廃棄物処理技術管理者等の資格一覧
(許可証、免許証、登録済み証等の写しを添付)
- ⑤様式 5 その他の資格等一覧
(許可証、免許証、登録済み証等の写しを添付)
- ⑥様式 6 従事職員内訳書
- ⑦様式 7 収集運搬等供する保有車輛
- ⑧様式 8 収集運搬・リサイクルセンター廃棄物維持管理業務等に供する保有設備
- ⑨様式 9 一般廃棄物収集運搬業等の実績
- ⑩様式 10 固形燃料化・資源化処理等業務の実績
- ⑪様式 11 欠格事項に該当しない者である旨の申出書
- ⑫登記簿謄本 (コピー可、証明日から 3 か月以内のものであること)
- ⑬納税証明書
(市税に未納がない証明 発行日から 3 か月以内のものであること コピー可)
- ⑭提出は、持参及び郵送等とする。
(提出時に審査はしません。審査後に受理書を送付します)

3 資格審査の再申請

競争入札参加資格者の営業が相続、合併又は譲渡により移転された場合は、再度資格審査の申請をするものとする。

中小企業等協同組合（企業組合を除く）である資格を有する者で、その構成員（資格を有する者であるものに限る）を変更した者。

企業組合又は協業組合である資格を有する者で、その構成員を変更した者。

4 変更事項の届け出

競争入札参加資格者は、次に掲げる申請内容に変更のあった場合は変更の届け出をするものとする。

- | | | |
|----------|------------|-----------|
| ① 商号又は名称 | ② 住所及び電話番号 | ③ 代表者 |
| ④ 委任者 | ⑤ 組織 | ⑥ 使用印鑑 |
| ⑦ 許可換え | ⑧ 許可の業種・区分 | ⑨ 許可番号・更新 |
| ⑩ 資本金 | | |